

議案第16号

朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年朝霞市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第34条」に、「第36条・第37条」を「第35条・第36条」に、「第38条」を「第37条」に、「第39条—第51条」を「第38条—第50条」に、「第52条・第53条」を「第51条・第52条」に、「第54条・第55条」を「第53条・第54条」に改める。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

第35条第2項第4号中「第31条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第5号中「第33条第3項」を「第32条第3項」に改め、同条を第34条とする。

第2章第3節中第36条を第35条とし、第37条を第36条とする。

第38条第1項中「第43条第3項第1号」を「第42条第3項第1号」に改め、第3章第1節中同条を第37条とする。

第39条中「第47条」を「第46条」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に、「第44条」を「第43条」に改め、第3章第2節中同条を第38条とする。

第40条第4項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とし、第42条を第41条とする。

第43条第1項第3号及び第7項中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第46条を第45条とする。

第47条中「第50条」を「第49条」に改め、同条第5号中「第44条」を「第43条」に改め、同条第7号中「第40条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第46条とし、第48条を第47条とし、第49条を第48条とする。

第50条第2項第1号中「第45条」を「第44条」に改め、同項第4号中「第31条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第5号中「第33条第3項」を「第32条第3項」に改め、同条を第49条とする。

第51条中「第34条」を「第33条」に、「第51条」を「第50条」に、「第47条」を「第46条」に改め、同条を第50条とする。

第52条第2項中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第3項中「第41条第2項」を「第40条第2項」に、「第34条」を「第33条」に、「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第53条第1項」を「第52条第1項」に、「第44条第1項」を「第43条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第51条とする。

第53条第2項中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第3項中「第44条第1項」を「第43条第1項」に改め、同条を第52条とする。

第4章中第54条を第53条とし、第55条を第54条とする。

附則第4条中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第2条 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第

1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

朝霞市長 富岡 勝則